

## (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付により、受けられる制度

### ①税制度（控除、減免等）

種類	内容		問い合わせ先
所得税	項目	控除額	税務署
	障害者控除 (本人, 控除対象配偶者, 扶養親族が障がい者の場合)	所得控除 27万円	
	特別障害者控除 (1級の精神障がい者, 1・2級の身体障がい者, 重度の知的障がい者等である場合)	所得控除 40万円	
	同居特別障害者控除 (居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障がい者で, かつ, 同居を常況とする場合)	所得控除 75万円	
※今後の税制改正により変更される場合があります。			
住民税	項目	控除額	市町村
	障害者控除 (本人, 控除対象配偶者, 扶養親族が障がい者の場合)	所得控除 26万円	
	特別障害者控除 (1級の精神障がい者, 1・2級の身体障がい者, 重度の知的障がい者等である場合)	所得控除 30万円	
	同居特別障害者控除 (居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障がい者で, かつ, 同居を常況とする場合)	所得控除 53万円	
	前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者	非課税	
※今後の税制改正により変更される場合があります。			
自動車 取得税 自動車 税 軽自動車 税	<p>次の対象の自動車について、申請により税が減免される場合があります。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者本人又は身体障がい者等（知的障がい者、精神障がい者を含む）を常時介護するか、生計を一にするものが運転し、専ら当該身体障がい者等の用に供する自動車で一定の要件に該当するもの</li> <li>構造上身体障がい者等の利用に供するためのものと認められる自動車など</li> </ul> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※障がいの程度が一定以上であること</li> <li>※家族運転、介護者運転の場合は通院通学等に係る証明書が必要</li> <li>※1人1台に限ります</li> </ul>		<p>東部県税局 自動車税庁舎 (電話) 088-641-2323</p> <p>◎軽自動車税 は市町村</p>
利子等 の非課 税制度  (マル優・ 特別マル優)	<p>少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）・少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）があります。それぞれ元本350万円まで利子等が非課税になります。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等</li> </ul> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※郵便貯金の利子所得の非課税制度は、日本郵政公社の民営化に伴い廃止されました。</li> </ul>		各金融機関

	H19.10.1以降に預け入れされた郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度（マル優）の対象になります。詳しくは最寄りの郵便窓口にお問い合わせください。	
--	--	--

## ②運賃等の割引

種類	対象	内容・手続き	問い合わせ先
バス運賃の割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者手帳所持者，第1種身体障害者，第1種知的障害者は本人及び介護者</li> <li>その他（本人のみ）</li> </ul>	各バス会社にご確認ください。	各バス会社 市町村

## ③県営住宅への入居（優先入居制度）

内容	対象	問い合わせ先
<p>所得の少ない，住宅にお困りの方が低い家賃で入居できる県営住宅を提供します。 障がい者などが優先的に入居できる優先入居制度があります。</p> <p>【備考】 ※選考の上，入居者を決定します。 ※常時介護を必要とする方は，居宅において常時介護を受けることができる支援体制がある方に限ります。 ※優先入居制度がある市町村営住宅もあります。</p> <p>◎そのほか，車いす利用者が入居できる車いす専用住宅もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持する程度の者）のいる世帯</li> <li>身体障がい者（1-4級）のいる世帯（単身でも可）</li> <li>知的障がい者（療育手帳を所持する程度の者）のいる世帯</li> </ul> <p>など</p>	<p>県住宅課 県住宅供給公社 県営住宅 PFI 管理センター</p>

## ④放送受信料・電話番号案内の減免

種類	内容		問い合わせ先
NHK 放送受 信料の 減免	対象	減免率	放送局 又は市町村
	<p>世帯構成員のどなたかが，障がい者の手帳（精神障害者保健福祉手帳，身体障害者手帳，療育手帳（または判定書））のいずれかをお持ちで，世帯全員が市町村民税非課税の場合。</p> <p>次のいずれかにあてはまる方が，世帯主でかつ受信契約者の場合。 ○視覚・聴覚障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方） ○重度の障がい者で，次のいずれかの手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳（1級） 身体障害者手帳（1，2級） 療育手帳（または判定書） （「最重度」または「重度」に相当する記載）</p>	<p>全額</p> <p>半額</p>	
※市町村長の証明が必要となります。			

NTT 電話番号案内 (104) の無料サービス	対象	割引率	NTT 支店・ 営業所
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳所持者</li> <li>・身体障害者手帳所持者のうち、次に該当する方 視覚障がい（1～6級）、肢体不自由（上肢、体幹、運動機能障がい）（1、2級）</li> <li>・療育手帳所持者</li> </ul>	全額無料	
※事前に申し込みが必要です。			

### ⑤携帯電話基本料金等の割引

業者名	内容		割引率
NTT ドコモ	基本使用料（基本プラン）		1,700 円割引
	各種サービスの月額使用料 （iモード、留守番電話等）		60%
	テレビ電話通信料		音声通話料と同額
KDDI（au）	基本使用料		50%
	通話料	（au 電話・一般電話への通話等）	
		（他社携帯電話・PHS への通話等）	20%
	Cメール送信料	（au 電話への送信料）	50%
	（他社携帯電話・PHS への送信料）	20%	
ソフトバンク	ホワイトプランの基本使用料 934 円/月		無料
	パケットし放題、パケットし放題 S for スマートフォン		下限額 0 円から利用可能
	ホワイトプランの TV コール国内通信料		半額
<p>【対象】障がい者手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳）所持者</p> <p>【備考】利用申込み時に手帳を呈示してください。 また、各割引制度の詳細については各取扱店にご確認ください。</p> <p>【問い合わせ先】各取扱店</p>			

### ⑥その他

種類	対象施設
県立施設における施設利用料等の減免	<p>障がい者交流プラザ、県立博物館、県立文学書道館、県立近代美術館、四国三郎の郷、月見ヶ丘海浜公園、あすたむらんど徳島、阿波十郎兵衛屋敷、鳥居龍蔵記念博物館、大鳴門橋遊歩道 渦の道、大鳴門橋架橋記念館 エディ、佐那河内いきものふれあいの里 等</p> <p>※減免対象者、対象サービスについては、各施設にお問い合わせください。</p>

※参考：平成28年度障がい者（児）福祉のしおり